慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ジェラルド・E・バンカー著『和平工作：汪精衛と日中戦争、一九三七-一九四一』
Sub Title	Gerald E. Bunker, "The peace conspiracy : Wang Ching-wei and the China War, 1937-1941"
Author	山田, 辰雄(Yamada, Tatsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1973
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.46, No.1 (1973. 1) ,p.99- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19730115-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

紹介と批評

Gerald E. Bunker

The Peace Conspiracy : Wang Ching-wei and the China War, 1937–1941

Harvard University Press 1972, 327 pp.

ジェラルド・E・バンカー著

『和平工作——汪精衛と日中戦争、一九三七—一九四一——』

一

一九三七年七月七日蘆溝橋事件を契機として拡大していつた日中間の戦争は、一九四五年八月一五日、日本の敗戦をもつて一応終了した。この間、日本の工作によつて、国共両党を中心に結成された抗日民族統一戦線方式に反対する、いくつかの親日政権が中国に成立した。本書がとりあげている汪精衛の南京政権は、それらの親日政権のなかで、日中戦争の推移に最も大きな影響を及ぼしうるものであつた。この汪政権は、日本との交渉の結果、一九四〇年三月南京において成立し、日本の敗戦とともに、一九四五年八月一六日解体した。著者は、蘆溝橋事件の勃発より説きおこし、日本軍の真珠湾攻撃以後日本が汪政権に興味を失つたという観点から、一九四一年末までに分析の時期を限定している（二七一頁）。

私は、本書の内容に必ずしも満足しているわけではない。著者が本書の内容について、「つぎにくるのは、この対立（蘆溝橋事件を指す—筆者註）を相互に受諾可能な終結に導くための、中国人と日本人とによる主要な努力の物語りである」（一頁）、と述べていることからもわかるように、著者の関心は、日中間の対立の平和的解決を目ざす両国の相互作用を極めて叙述的に扱うことであつた。そこには、体系的な問題提起もなければ、結論もない。したがつて、本書をこのように評価する私自身が、それにもかかわらずなぜ本書をとりあげるのか、その理由がまず問われなければならないであろう。私はすでに、『法学研究』第四五巻第一〇号（一九七二年一〇月）における「湯良禮訪問記」と題する資料において、湯氏の略歴と汪精衛の和平運動を扱つた彼の小論文を翻訳・紹介しておいた。本書の紹介・批評も、私が現在着手している国民党左派の発展の線上で汪精衛の南京政権を理解しようとする研究の一部分を構成しているのである。

しかし、先に述べた理由から、私は、本書で扱われている日中両国の相互作用全体をとりあげることを避け、私自身の関心からいくつかの問題を提起し、著者の分析を利用しつつ、それを批判的に整理していこうと思う。それは、つぎの三点からなる。㈠和平運動に対する日中両国の意図、㈡中国ナショナリズムの線上における、汪

精衛と蔣介石との相違点と共通点、㈢孫文との関係における汪精衛の立場がそれである。

なお、本書の内容については、以下にかかげる目次から、それがほぼ明らかになるであろう。

一、悲劇への序幕。
二、開幕の動向。
三、日本側の意図、中国側の展望。
四、董〔道寧〕と高〔宗武〕の訪日。
五、和平運動の加速化、勝利への接近、裏切り。
六、ハノイから上海へ。
七、上海から青島へ。
八、南京帰還。
九、和平政府の実体。

二

まず第一に究明されなくてはならないことは、和平運動をめぐる日中両国の相互作用に対する著者の分析を通して明らかにされた、日本と汪精衛とのこの運動に対する意図が何であつたかということである。蘆溝橋事件以来の日中間の対立のなかで、最初に表明された日本政府の最も権威ある対中国政策は、一九三八年一月に発せられた第一次近衛声明であつた。周知のように、この声明は、日本政府が蔣介石の国民政府を相手とせず、それに代る新たな親日政権が中国に出現することを期待するという意向を表明したものであつた（四六頁）。

つづいて八月に作成された「日支新関係調整方針」は、近衛声明にあらわれた日本政府の方針を前進させるために、「善隣友好」、「共同防共」、「経済提携」の諸原則を明らかにした。「善隣友好」とは、中国による満州国の承認、日・中・満「三国」による統一的外交政策の追求、したがつて、中国の日本への従属を意味するものであつた。第二の「共同防共」は、反共協定を締結し、蒙古、華北、上海・杭州・南京の三角地帯に日本軍を駐留させること、日本に対して揚子江の航行権を保障することを含んでいた。第三の「経済提携」は、日本に中国の天然資源を利用する特権を与え、中国経済を日本経済のなかに統合していくことを意味した（九三―九四頁）。以上のことから、日本政府が中国に求めたものは、蔣政府に代る和平政府を樹立し、政治・経済・外交面において、それを日本の支配下におくことであつた、ということがわかる。しかし、われわれは、ここに少くとも、現状凍結と戦争不拡大の方針に沿つて中国への支配を貫徹しようとする日本政府の意図を見ることができる。

しかし、この方針さえも日本政府によつて完全に実行されたわけではなかつた。この方針を推進したのは、日本政府内の近衛を中心としたグループ、石原莞爾の影響を受けた軍内部の和平分子（例えば、板垣征四郎、影佐禎照、今井武夫ら）、および松本重治らのジャーナリストであつた。近衛は、汪政権成立後一九四〇年七月に首相の地位に復帰したとはいえ、政権成立に最も重要な時期であつた一九三九年一月の内閣総辞職以来、直接この運動を指導する地位になかつ

た。また、和平運動を推進した軍内部の和平分子の努力が、一応汪政権の成立に結集したものの、その時すでに彼らの地位は、日中戦争を太平洋戦争へ拡大していこうとする日本の軍部の主流からとりのこされたものになつてしまつていた。

著者は、軍部を含む日本政府の中国に対する支配の根底にあつたのは、「分治合作」の原則であつたと主張している（五三頁）。この原則は、日本の侵出を許容するいくつかの政権を樹立し、それらを統合していくことを意味した。しかし、誰がそれらを統合していくかが曖昧であつた。そして、この曖昧さこそが問題であつた。すなわち、汪政権は、その成立にあたつて、日本の傀儡であつた華北臨時政府、上海の維新政府の協力を得たにもかかわらず、その政権自体が日本の支配下にあつた。分治合作は、中国に対する日本の分割統治政策にすぎなかつたのである。それゆえに、日本は、中共との協力によつて抗日民族統一戦線政策を採用した蔣介石の重慶政府を「相手とする」ことができなかつた。その意味において、日本の和平運動工作は、中国支配のための一手段にすぎなかつたのである。

それでは、汪精衛側は和平運動に対してどのような意図をもつていたのであろうか。この点について、著者は、「中国の工作者たちは、汪精衛の『和平運動』を、中国の軍備がなしえなかつたこと—侵略者を制止し、窮極的には侵略者を中国の土壌から追い出すこと—をなしとげる手段として見ていた」と述べている（三頁）。換言すれば、汪の意図は中国の和平統一であつた。抗日に代つて和平統一を主張した汪精衛の前提には、日本の中国に対する軍事的勝利の可能性を信じ、中国側の軍事的敗北をいかにして最小にとどめ、中国の統一を実現するかという配慮があつた（一七頁）。その意味において、汪精衛の和平運動も、中国統一の目的に対する一つの手段であつた。

ここで注目しなければならないことは、南京政権が樹立されたときの政治的環境である。ヨーロッパにおける戦争の勃発によつて、英米仏諸国は、独伊と緊密な関係を保つ日本に対抗する勢力を中国のなかに求めていた。それは、明らかに蔣介石の重慶政府であり、それゆえに、日本からの圧力を西欧列強との外交関係によつて緩和しようとする汪精衛の試みは失敗せざるをえなかつた。他方、日本にとつて、独ソ不可侵条約の締結は、中国におけるソ連の日本に対する圧力を減小させるとともに、ヨーロッパにおける戦争の勃発は、英米仏の支持を受けた蔣介石に対抗するために、汪の和平運動に対する支配を強化する必要を生ぜしめた（一七八頁）。和平運動に対する日本の強硬な態度は、例えば、一九三九年一一月に興亜院から周仏海に宛てた手紙のなかにあらわれていた。すなわち、それは、たとえ南京政権が成立しても、その政権が内外政策における自由をもたないことを明らかにしていた（一八九頁）。さらに国内的には、一九四〇年一月になると、蔣介石と日本との間に入つてこの和平運動を推進してきた高宗武と陶希聖が運動から離脱し、興亜院の中国に対する過大な要求を暴露した。重慶政府は、この事件に乗じて和平運動を攻撃し、ここに汪の権威は失墜するにいたつた（二〇一、二〇五—二〇六、二〇八頁）。以上のことから、一九四〇年に汪精

衛が南京政府を樹立することによつて、中国の和平統一をなしとげる条件が客観的には存在していなかつたことがわかる。それにもかかわらず、汪精衛が一九四〇年三月に南京政府の樹立を強行したことは、本来和平統一のための手段であつた和平運動を自己目的化してしまう以外に政権の延命策がなかつたことを意味しているのである。

三

前節において、日中双方の意図において、和平運動は当初目的に対する手段的役割をもつていたが、汪精衛にとつては、最後にそれが自己目的化してしまつたことが明らかにされた。私は、本節において和平運動を中国ナショナリズムの観点からとりあげていこうと思う。中共であれ国民党であれ、また、国民党内のいかなる派閥であれ、日中戦争において直面した中国ナショナリズムの課題は、客観的には日本を中国の領土から追い出そうとする点において共通していた。この課題への対処の仕方が、日中戦争における各政治勢力の役割と性格とを規定している。とくに、ここで汪精衛の南京政権との関係において重要なのは、それと直接対抗関係にあつた蔣介石の重慶政府であつた。ここでは、中国ナショナリズムの課題に対する汪精衛と蔣介石との相違点と共通点とが検討される。

すでに述べたように、汪精衛の基本的なねらいは、日本の軍事的勝利の可能性を前提として、中国の軍事的敗北を最小限にとどめ、和平統一を実現することによつて、中国の民族的統一を達成することであつた。これに対して蔣介石の基本的態度は、日本の軍事的勝利の可能性を否定し、日本と最後まで戦うことであつた（一七頁）。その証拠には、抗日戦争における勝利の展望もなく、汪が和平政府の樹立を説いたとき、蔣は一貫してそれを拒否しつづけてきたのである。さらに、蔣を抗日に踏み切らせた原因として、より具体的には、つぎの三つの要素が著者によつて指摘されている。㈠中共ならびに大衆の愛国的情熱におされたこと、㈡中国の抗戦力は、軍事力よりも人民の抵抗の決意にかかつていたがゆえに、和平政策をとることができなかつたこと、㈢確固たる抗日の態度をとることによつて、アメリカをはじめとする友好諸国からの援助を期待したことがそれである（二五―二六頁）。

しかし、このことは、蔣が終始一貫して抗日戦争を武力対決によつて戦いぬこうとしたことを必ずしも意味しない。例えば、すでに日中戦争が勃発する前の一九三三年の塘沽協定、一九三五年の梅津・何応欽協定締結にあたつて、蔣汪両者は、硬軟両様の政策において完全に相互補完的関係にあつた。また、蔣は、一九三七年七月牯嶺会議において抗日態度を明確に打ち出した時でさえ、高宗武が汪精衛との了解の下に、日本と和平工作を行なうことをさえ黙認していたのである（一三、二四頁）。さらに、汪精衛の側でも、南京政府の存続のために、最終的には蔣の支持を必要としていた点を著者は指摘している（二六八頁）。このようにして、日中戦争の期間、とくにその初期の段階において、中国の民族主義が直面した課題について、汪・蔣間に一定の限度内で共通性が存在していたのである。

したがつて、当時日本が直面した問題は、中国ナショナリズムの基盤を認めたうえで、蔣介石政権か汪精衛の和平運動かのどちらかを選択することであつた。周知のように、日本は後者の道を選んだ。しかし、ナショナリズムを前提とするかぎり、選択の基準は、政権の基盤の安定性と強固さ、換言すれば、どれだけそれが大衆的支持に依存しているかということであつた。この観点からすると、蔣政権は、大衆の抗日的情熱と大衆的基盤をもつ中共によつて支えられていたのに対して、汪政権は、その支配地域が主として上海・南京地域に限定されており、かつまた、上海の一部ブルジョア的勢力と丁黙邨、李士群らの地下組織に依存していた。著者も批判しているように、真に和平を実現する力をもつていたのは蔣介石であつたにもかかわらず、日本は彼を相手にしなかつたのである（二四四頁）。この問題は、それ以後の日中関係においても、さらに、依然として分裂国家の存在する今日の世界においても、われわれが直面しなければならない問題である。その意味において、日本の当時の「分治合作」政策は、蔣・汪両政権の根底にあつた中国ナショナリズムを真正面から否定したものであつたといわなければならないのである。

四

最後にとりあげる問題は、著者によつても示唆されているように、汪精衛の運動を孫文との関係において理解することである。この問題は、孫文ならびに汪精衛を中心とする国民党左派の路線の中国革命における可能性と役割を考察しようとする観点から重要である。著者は、汪精衛の行動様式について、つぎのように述べている。「汪は、（彼の行動原理を）中国の革命家の中であの最も勇敢な人物である孫文と国民党に対する、より人間的な、それ程知的ではない忠誠心のなかに見出した」。「彼は、実際には知覚のすぐれた、革新的な思想家ではなく、むしろ、思想より修辞やパースナリティーに敏感であつた」（五—六頁）。著者のこの叙述は、汪が理論的には孫文を凌駕するものではなく、むしろ、孫の理論体系内にとどまる存在であつたことを示唆している。

問題は、著者の議論自体も、汪と孫との関係について、それ以上に出ていないことである。しかし、著者の扱つている諸事実は、孫文と汪精衛との行動様式における類似性を提示しているように思われる。すなわち、孫文の政治行動様式の主要な型は、既成の政治勢力を利用して、自らの運動の目的を達成することであつた（この点について、拙稿「孫文独裁下における汪精衛の役割」—『法学研究』第四一巻第八号、一九六八年八月号参照）。とくにこの傾向は、自らのよつて立つ軍事力に対する不充分な掌握となつてあらわれる。著者も、この点にかんして、汪が軍に対する統制を欠いており、自らの軍事力の建設の必要性を痛感していたこと、しかし、それに成功しなかつた場合には、上海の地下組織と結びつかざるをえなかつたことを明らかにしている（八〇、一四八、一九七頁）。また、その意図において、日本、欧米諸国、ソ連、蔣介石、中共を操縦しようとする和平運動それ自体が、孫文と汪精衛に共通する政治行動様式の国際的広がり

として考えることができるのではなかろうか。さらに、このような汪の行動様式の国際的な広がりのなかで、本来の三民主義の解釈がどのように変化していったのであろうか。汪精衛の南京政権を孫文との関係において理解しようとするなら、以上の諸問題がとりあげられなければならないであろう。

（一九七二・一一・一九）

山田辰雄

中村菊男
利光三津夫　著

『国家と教育』

（一）

家永三郎教授の提訴した高校向け教科書「新日本史」の検定をめぐる訴訟は、国家賠償請求と不合格処分請求の二つで、目下平行して進められている。前者が便宜上第一次訴訟と呼ばれるのに対し、これに遅れて始まった後者、即ち第二次訴訟の方は、先の第一次訴訟を追い越して一昨年、一審判決をみた。世に謂う杉本判決がそれである。

勝訴した原告の家永教授が、この杉本判決を目して、「教育の自由」を裁判所の名においてはじめて確認したものだと評価したものの、文部省が控訴したため、舞台を東京高裁に移してからの二年近い時の流れは、杉本判決を手放しで礼讃することに危惧を抱かしめずにはおかなくなった。

雑誌『世界』の四十七年六月号にみえる「教科書裁判の現段階」はその間の心境をよくあらわしており、「権力対人権関係の紛争について注目すべき判例傾向の看取される東京高裁」の杉本判決に加える影響を案じていることがわかるのである。

こうした感懐は被控訴人側（原告・家永教授側）一般に広くみられ、例えば担当の高野範城弁護士は、杉本裁判長の場合がそうであつたように、現場教師の証言に感動したといわせる必要を、今度の豊水裁判長の場合にも特に強く感じていると表明している位である。それどころか、「多様な支援の方法を、訴訟というものに集中させる努力をし、豊水裁判長を包囲して、裁判を一層支援し、私達の側にたつた判決をしなければならない状況を、今こそ創りあげなければならない時期に来ている」（「教科書裁判―控訴審の現状―」『教育』四六年一二月号）と強く叫ぶに至つている程である。

とりわけ「控訴審は一審とまつたく異なり、大変厳しい状況にある。司法反動というものが教科書裁判部を襲つてきている感すらあり」、この「司法反動に対する闘いの一つが、教科書裁判で勝利することにある」といつた把え方も出されている。

このように、法廷の内外において、杉本判決の定着化をはかる各様の営みが、時に「豊水裁判長を包囲して」、時に「司法反動に対する闘い」の名において白熱化しつつあることがうかがわれる。